

同等品承認申請要領（申込参加業者様向け）

1 同等品の定義

同等品とは、仕様、規格、図面又は試験条件等が同等であるもの、又は技術的に判断して使用上支障がなく、調達要求品と同等の性能を有すると認められるものをいいます。

2 提出先

那覇航空基地隊経理隊

（メール：k_shinsaku@inet.msdf.mod.go.jp FAX：098-857-8670）

3 提出方法

電子メール若しくはFAXにて提出し、その後メールの場合はメール送信した旨を電話連絡にてご連絡ください。

4 提出期限

申込に対して返送される、入札又はオープンカウンター案内書に記載された期限までに提出してください。

※ 提出期限を過ぎた申請は受付できません。期限に余裕をもって申請してください。

5 提出書類

(1) 同等品承認申請書（指定様式）

最新の様式を使用してください。

(2) カタログ又は基本性能を証明する書類

該当する品目及び品番が分かるよう、マーキング等をしてください。

(3) 機能・性能比較表（様式任意）

調達要求品との比較が容易に確認できるよう、仕様内容を簡潔に記載してください。

(4) 品質保証書又は試験成績証明書

必要に応じ、品質を確認するための資料提出をお願いする場合があります。

※1 必要に応じて、現品（見本）の提示をお願いする場合があります。

※2 次の場合は、書類一式を再提出してください。

ア 品目の追加・削除又は申請内容を変更する場合

イ 捨印のない書類に訂正が生じた場合なお、誤提出防止のため、書類の一部のみの差替えは受け付けておりません。

また、提出期限までに書類一式がそろわない場合は、受付できませんのでご了承ください。

6 その他

(1) 必要に応じて、仕様内容について説明をお願いする場合があります。

(2) 複数品目をまとめて申請する場合、又は同一品目について複数の同等品を申請する場合は、内訳書を添付してください。

なお、審査結果が品目ごとに異なる場合は、内訳書所見欄に記載します。

(3) 審査結果は契約担当から電子メールまたはFAXにより連絡します。

（※メールにて申請がありましたらメールにて審査結果の提出、FAXにて申請がありましたら、FAXにより連絡することとなります。）

なお、入札又は見積日の前日正午までに連絡がない場合は、那覇航空基地隊経理隊契約班までお問い合わせください。

(4) 「同等品として認めない」と判断された品目について、別銘柄で再申請する場合は、該当品目のみを記載した申請書を期限までに再提出してください（書類の差替えは不可）。

(5) 同等品で落札した場合、その後の規格変更はできません。

(6) 認められた同等品にて応札される場合は必ず入札書見積書の規格の欄に当該規格の欄を記載してください。（同等品規格の記載がない場合は要求内容の規格とみなします）

(7) 審査結果に関するお問い合わせ等は、那覇航空基地隊経理隊契約班までご連絡ください。

（問い合わせ先）

〒901-0193

沖縄県那覇市当間 252

海上自衛隊那覇航空基地隊経理隊契約班

T E L : 098-857-1191（内線：5466、5467）

F A X : 098-857-8670

メール：k_shinsaku@inet.msdf.mod.go.jp